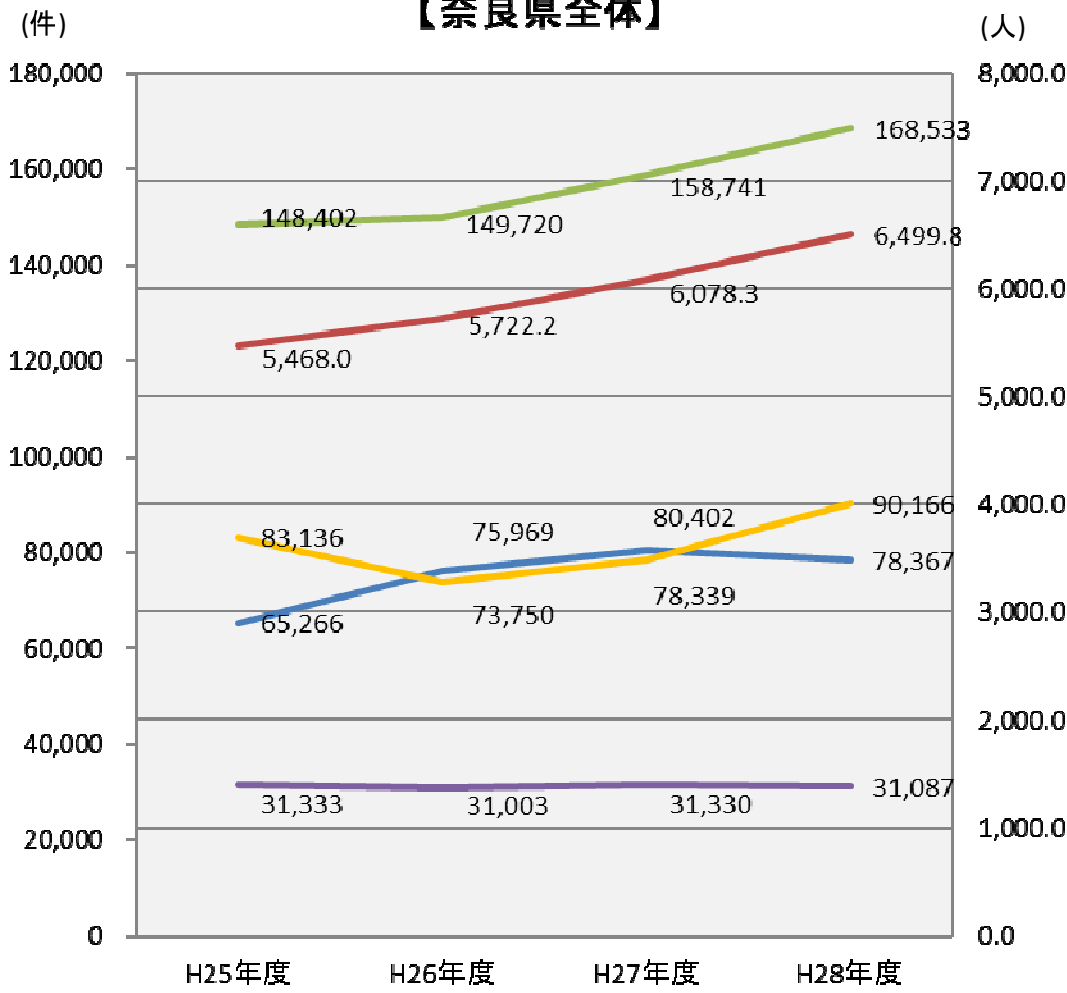


在宅医療の提供状況

【奈良医療圏】在宅医療の提供状況について(在宅医療関連データの推移)

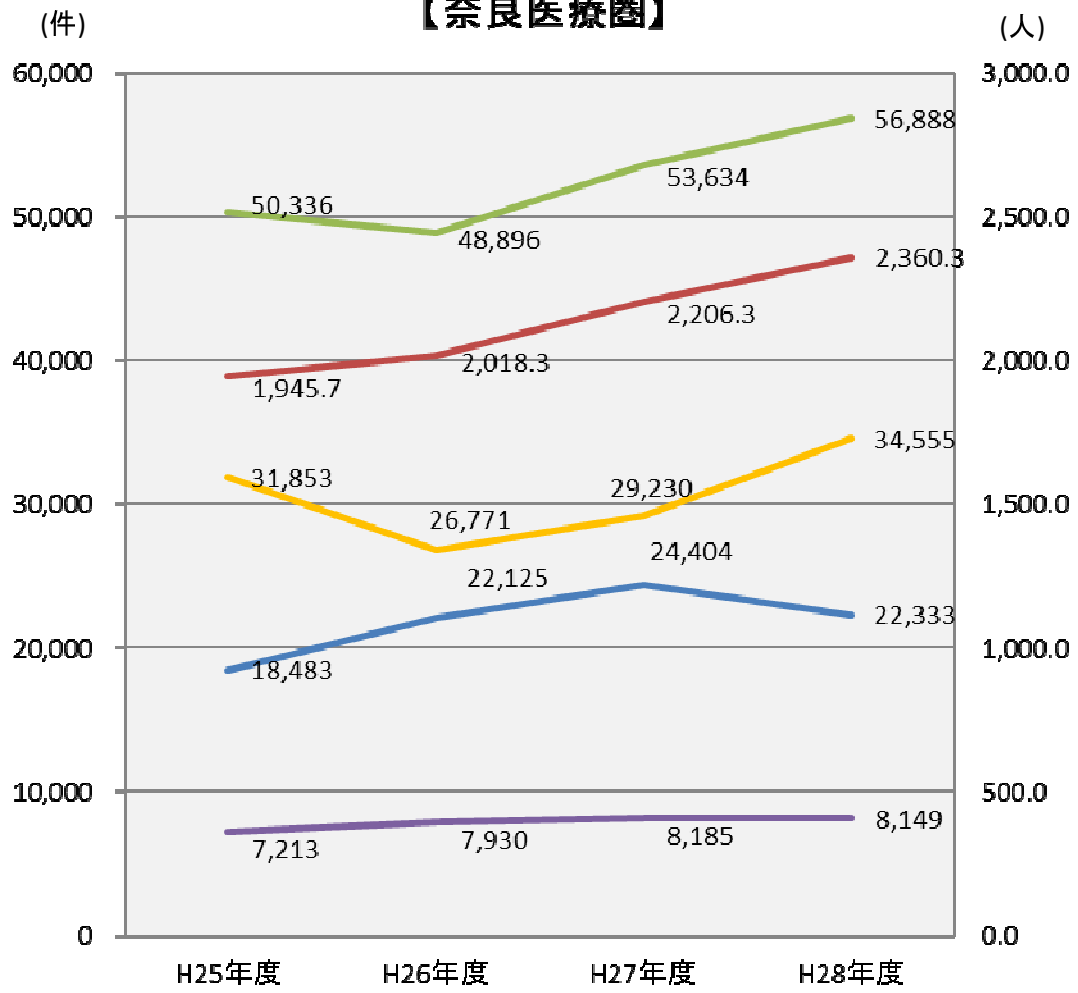
- 在宅医療を受けた患者数や、訪問診療料の算定件数は、県全体、奈良ともに増加傾向。(往診は横ばい)
- 訪問診療料の算定件数は、奈良の方が同一建物患者に占める割合が大きい。
- 訪問診療料算定件数のH26、H28における特徴的な動きは診療報酬改定によるものと考えられる。

【奈良県全体】



— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

【奈良医療圏】

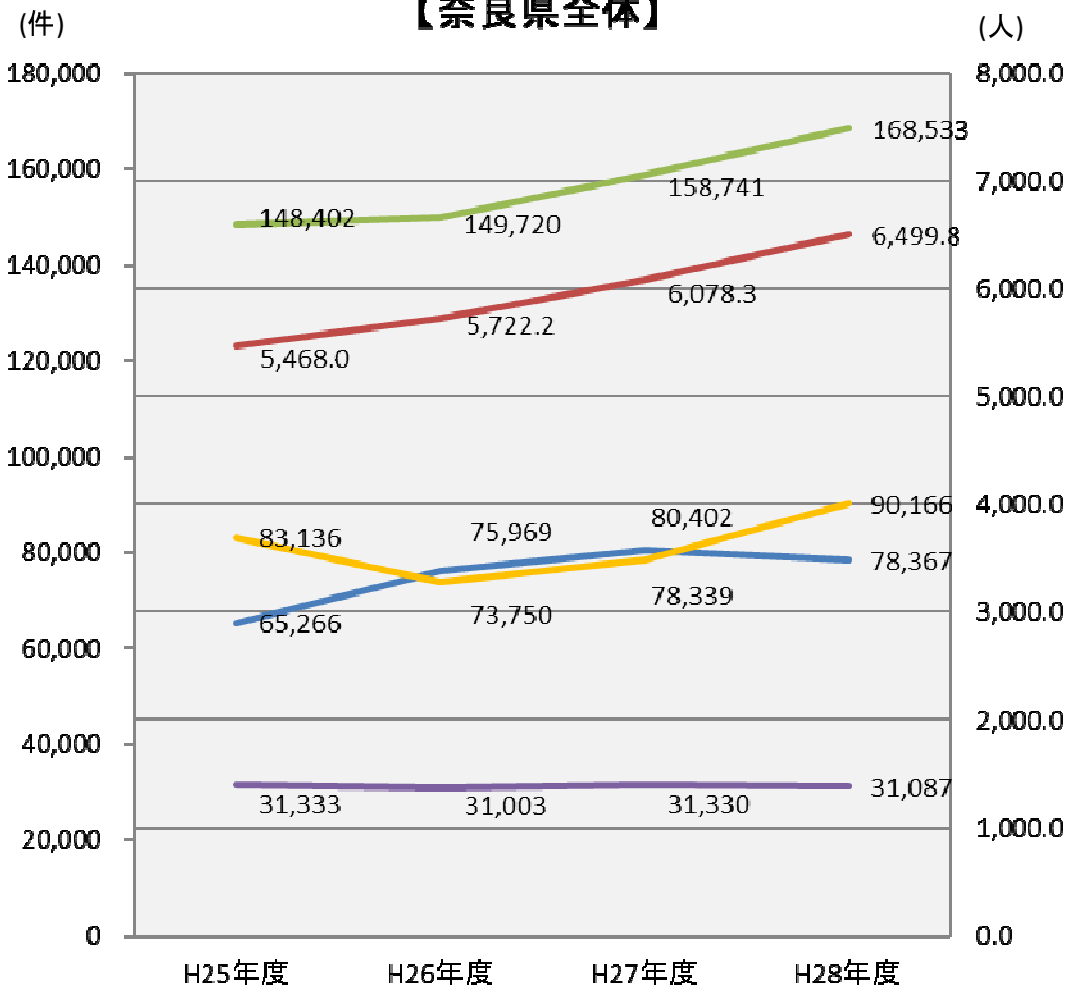


— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

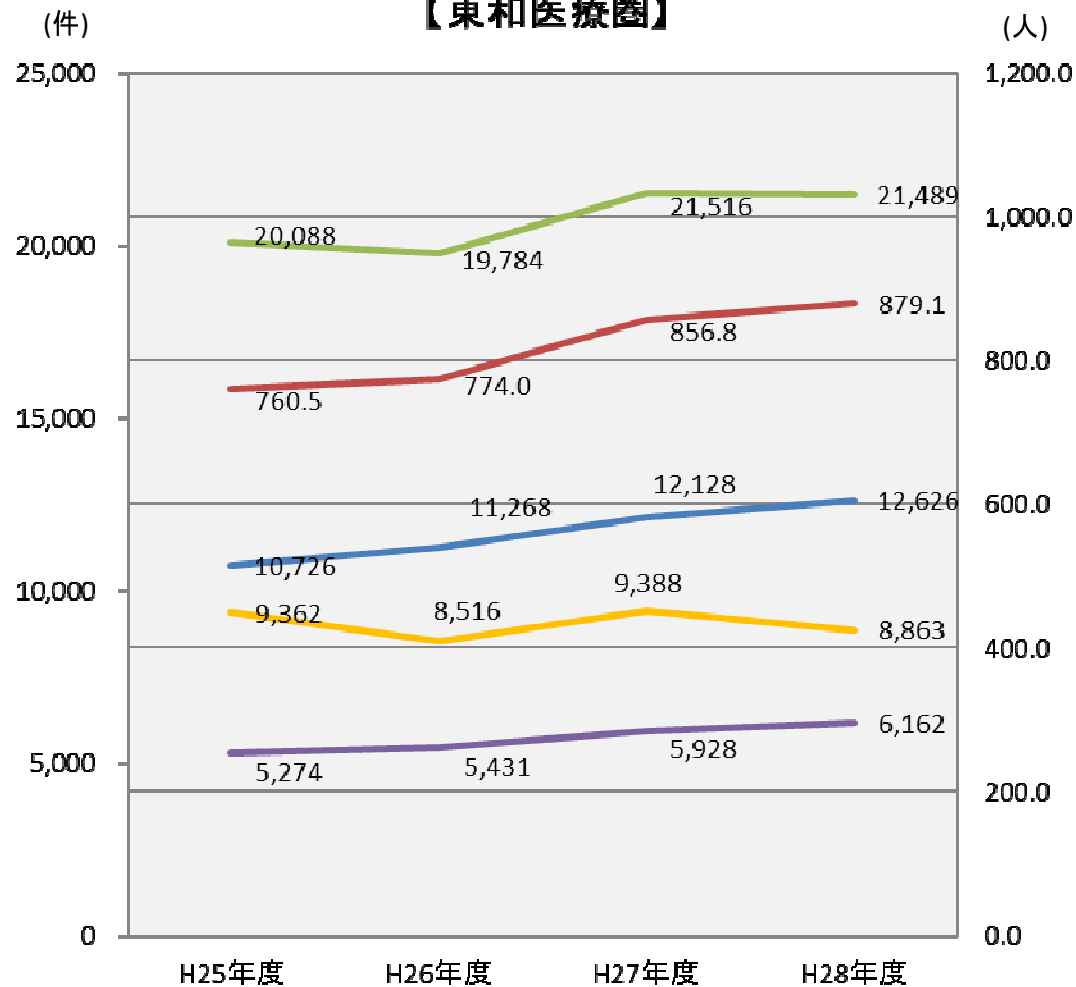
【東和医療圏】 在宅医療の提供状況について(在宅医療関連データの推移)

- 在宅医療を受けた患者数や訪問診療料の算定件数は、県全体、東和ともに増加傾向。(往診は東和で増加傾向)
- 訪問診療料の算定件数は、東和の方が同一建物以外患者に占める割合が大きい。
- 訪問診療料算定件数のH26、H28における特徴的な動きは診療報酬改定によるものと考えられる。

【奈良県全体】



【東和医療圏】



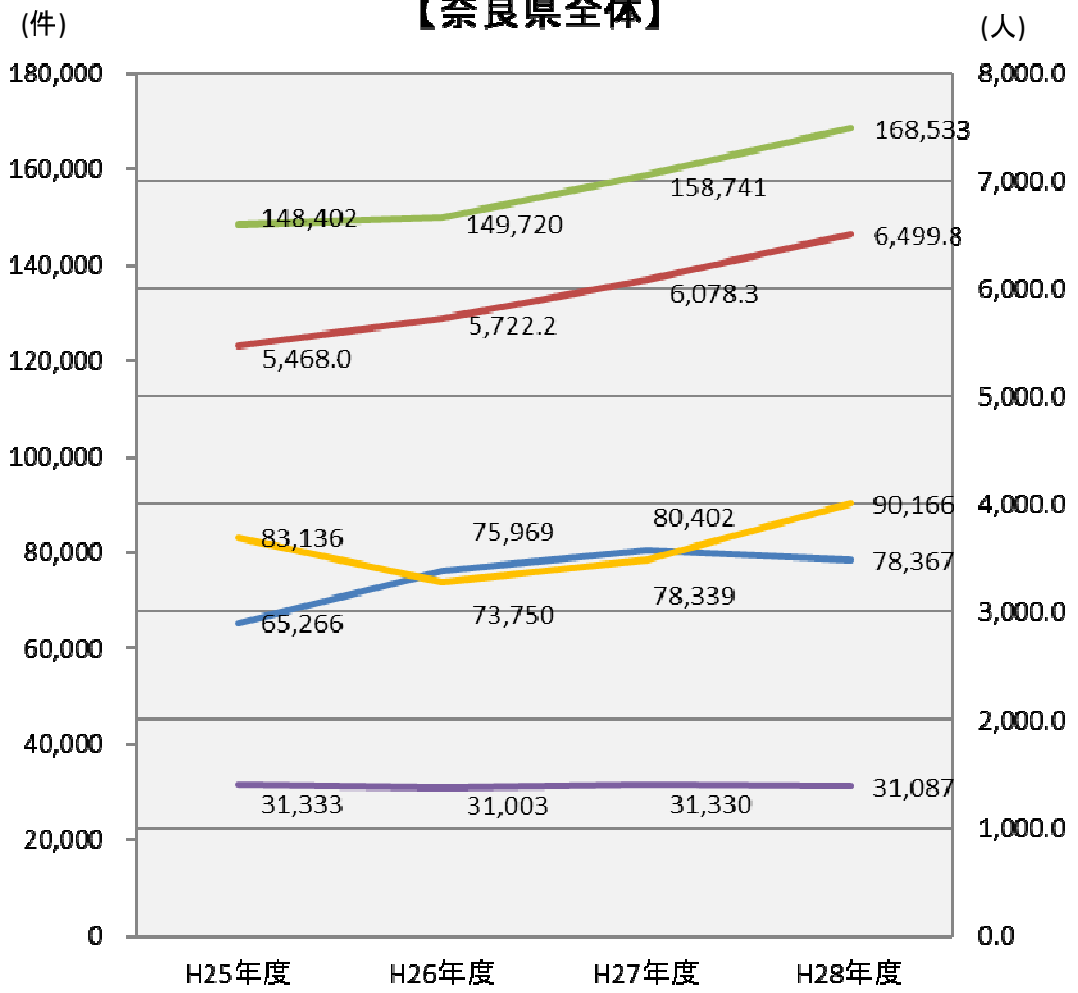
— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

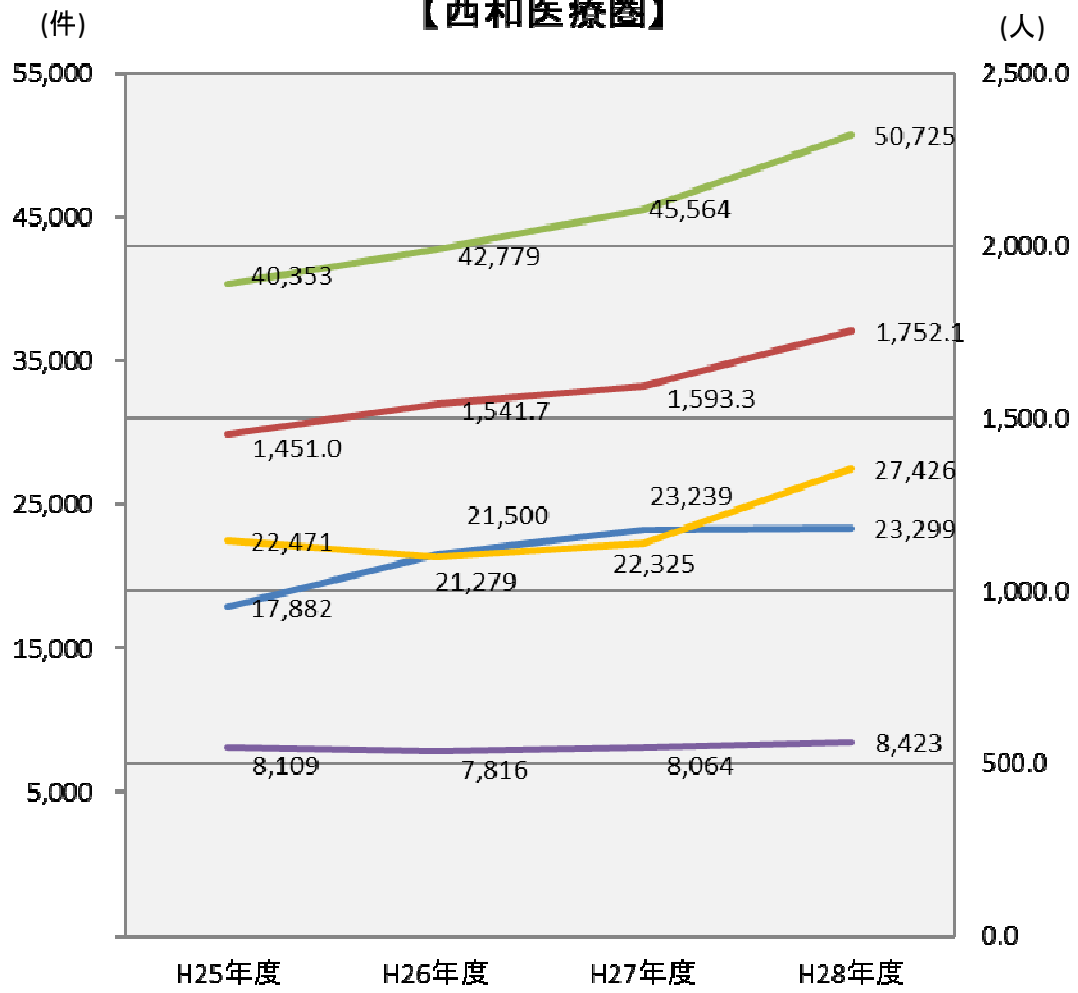
【西和医療圏】 在宅医療の提供状況について(在宅医療関連データの推移)

- 在宅医療を受けた患者数や訪問診療料の算定件数は、県全体、西和ともに増加傾向。(往診は横ばい)
- 訪問診療料の算定件数における、同一建物以外・同一建物患者の割合が県全体、西和と似た傾向にある。
- 訪問診療料算定件数のH26、H28における特徴的な動きは診療報酬改定によるものと考えられる。

【奈良県全体】



【西和医療圏】



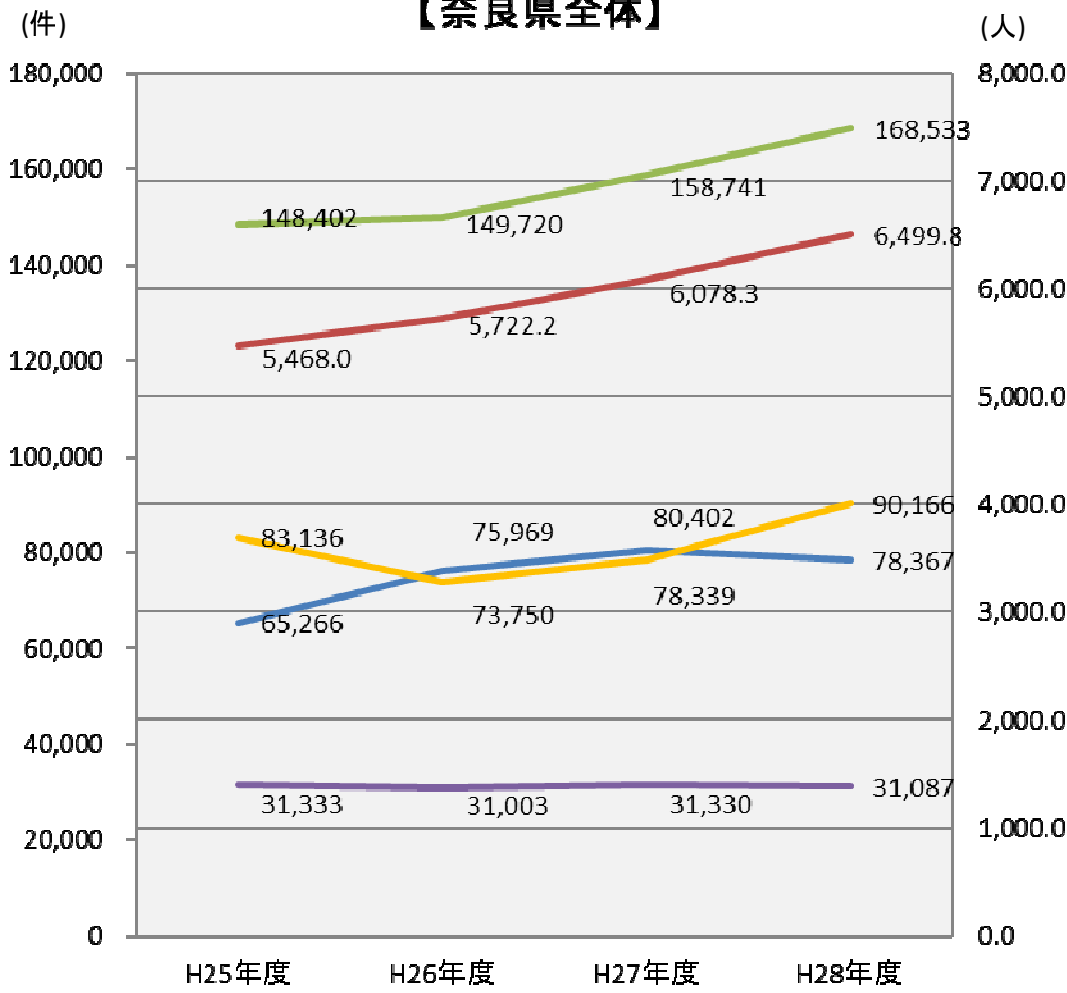
— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

【中和医療圏】 在宅医療の提供状況について(在宅医療関連データの推移)

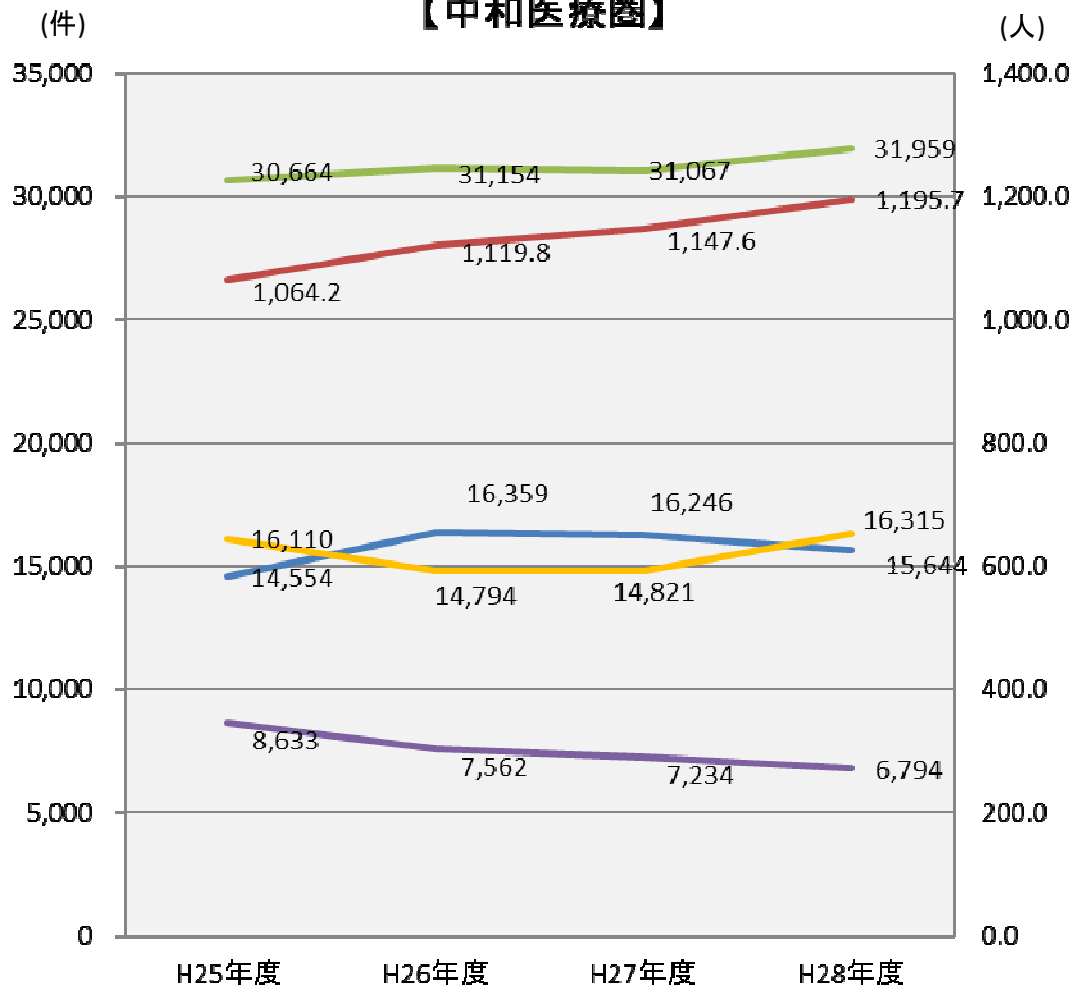
- 在宅医療を受けた患者数や訪問診療料の算定件数は、県全体、中和ともに増加傾向。(往診は中和で減少傾向)
- 訪問診療料の算定件数は、中和の方が同一建物患者に占める割合がやや大きい。
- 訪問診療料算定件数のH26、H28における特徴的な動きは診療報酬改定によるものと考えられる。

【奈良県全体】



— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

【中和医療圏】

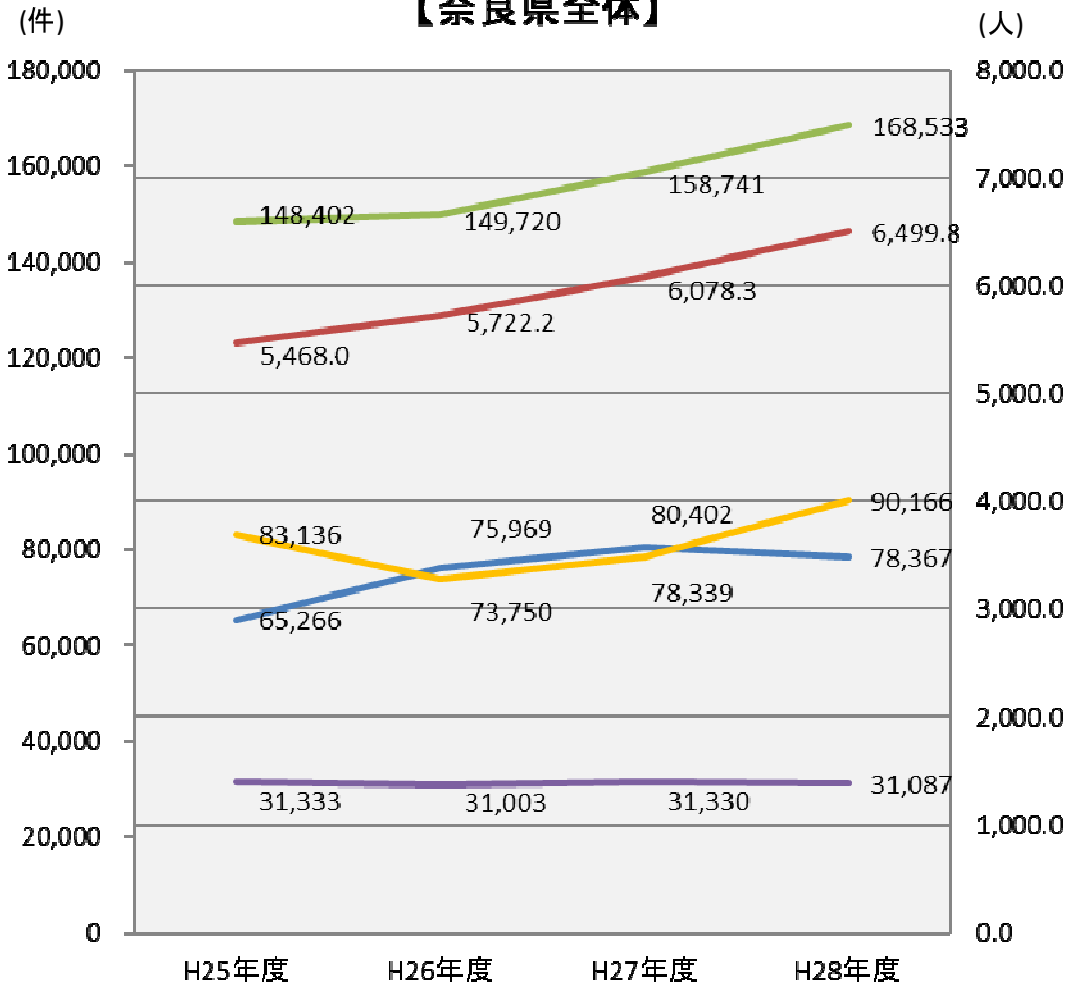


— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

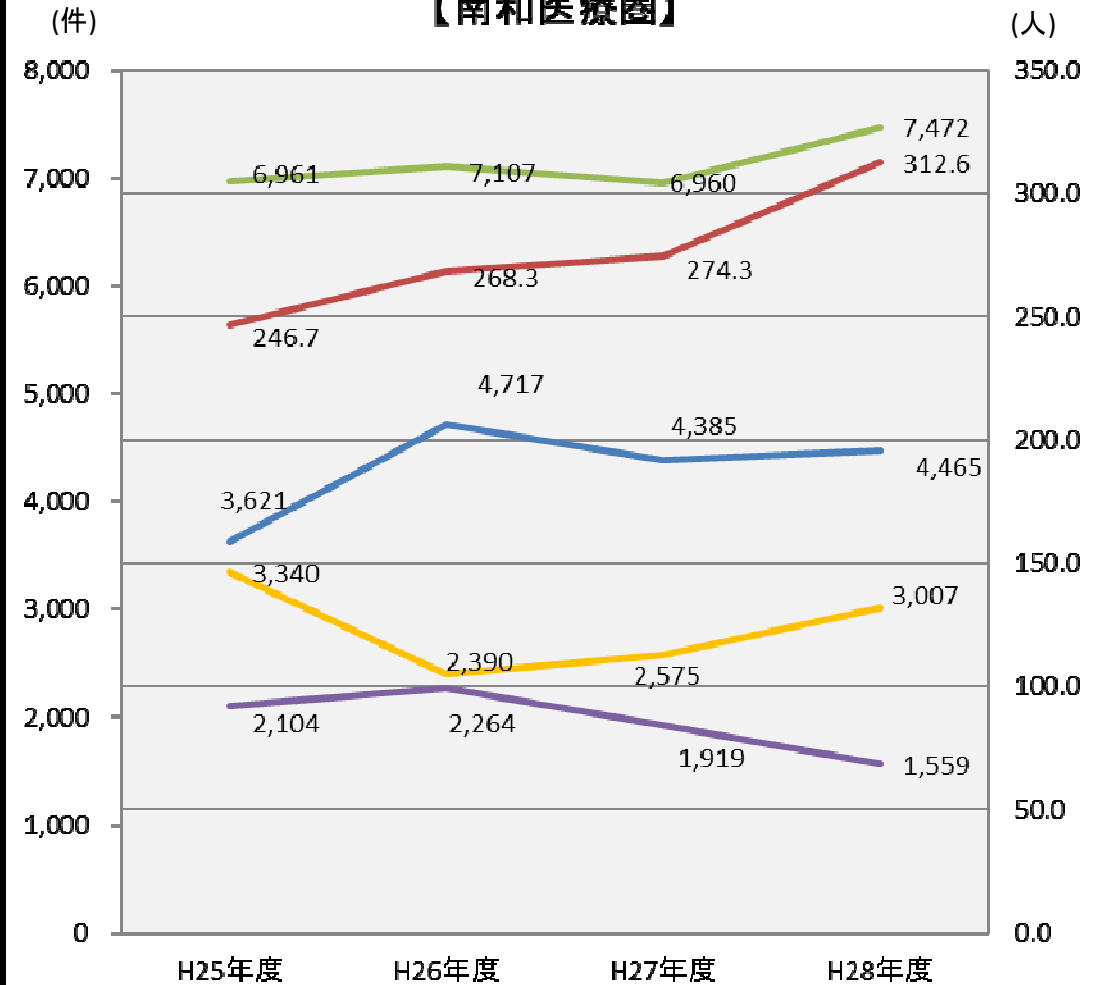
【南和医療圏】 在宅医療の提供状況について(在宅医療関連データの推移)

- 在宅医療を受けた患者数や訪問診療料の算定件数は、県全体、南和ともに増加傾向。(往診は南和で減少傾向)
- 訪問診療料の算定件数は、南和の方が同一建物患者の占める割合が小さい。
- 訪問診療料算定件数のH26、H28における特徴的な動きは診療報酬改定によるものと考えられる。

【奈良県全体】



【南和医療圏】



— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

— 訪問診療患者(月平均) — 訪問診療算定件数
— 訪問診療(同一建物以外) — 訪問診療(同一建物)
— 往診算定件数

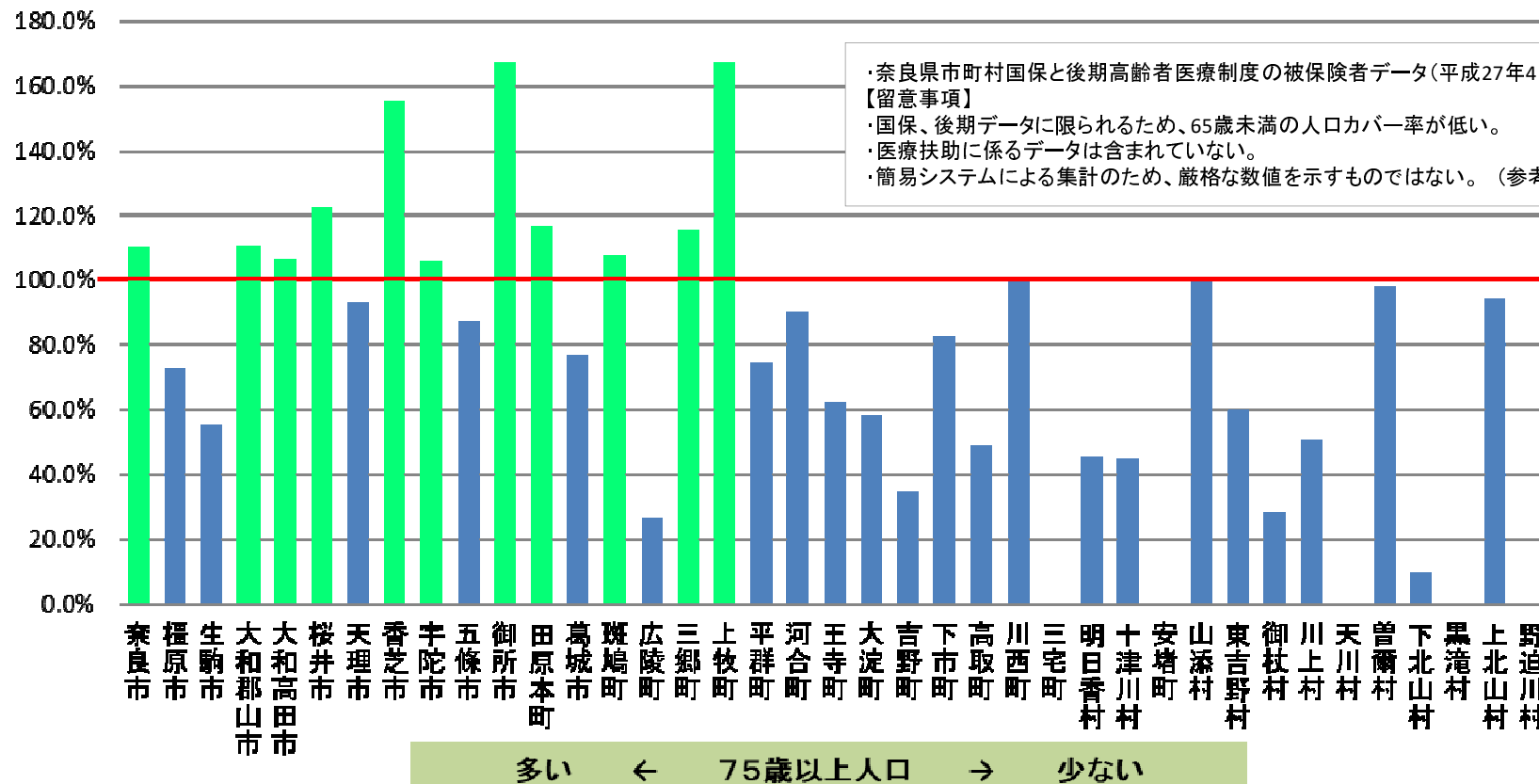
○各市町村の在宅医療提供のキャパシティを分析。

計算式 = (各市町村の医療機関が訪問診療している患者数 : 供給量) ÷ (当該市町村で訪問診療を受けている患者数 : 需要量)
 100%以上 【供給量】 > 【需要量】 ……各市町村において訪問診療が必要な患者全員が、当該市長村の医療機関が行っている訪問診療の患者数の範囲内に納まっている。

○各市町村毎における医療機関の在宅医療提供状況に大きな差が生じていると考えられる。

(県内市町村の被保険者データであり、県外への在宅医療提供分は含まれていないため、県外の医療機関から在宅医療を受けている患者数は除外して計算)

在宅医療(訪問診療受診)患者数に対する供給割合(各市町村別)



・奈良市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ(平成27年4月～平成28年3月診療分データ)
 【留意事項】
 ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
 ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
 ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

県内の在宅医療提供状況について

平成28年度データ

○各市町村の在宅医療提供のキャパシティを分析。

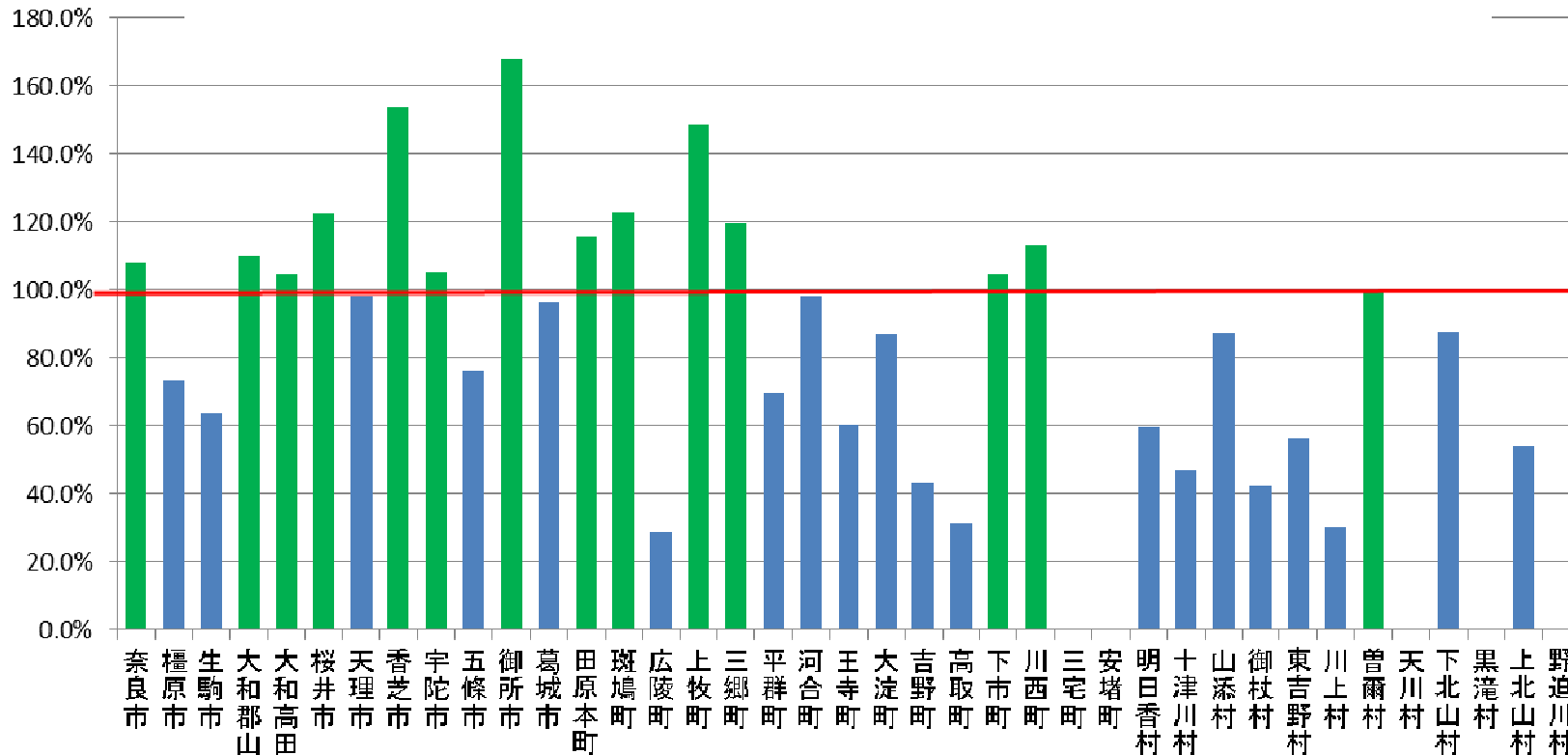
計算式 = (各市町村の医療機関が訪問診療している患者数：供給量) ÷ (当該市町村で訪問診療を受けている患者数：需要量)

100%以上 【供給量】 > 【需要量】・・・各市町村において訪問診療が必要な患者全員が、当該市長村の医療機関が行っている訪問診療の患者数の範囲内に納まっている。

○各市町村毎における医療機関の在宅医療提供状況に大きな差が生じていると考えられる。

(県内市町村の被保険者データであり、県外への在宅医療提供分は含まれていないため、県外の医療機関から在宅医療を受けている患者数は除外して計算)

在宅医療(訪問診療受診)患者数に対する供給割合(各市町村別)



H27とH28の比較

奈良医療圏
○奈良市において両年間に大きな変化はない。

東和医療圏
○大きな変化はないが、天理市、川西町、御杖村で若干改善。一方、山添村では若干減少。

西和医療圏
○在宅医療の需要は年々増加している中、生駒市、斑鳩町、河合町は需要量に対する供給割合が増加している。

中和医療圏
○大きな変化はないが、葛城市と明日香村で若干改善。

H27とH28の比較
○大淀町、下市町、下北山村で改善が見られる。

多い ← 75歳以上人口 → 少ない

在宅医療を受けた患者の受療状況【奈良市 在住者】

H27→H28

○奈良市に在住の在宅療養者のほとんどが、市内の医療機関から在宅医療を受けている。H27からH28で傾向に大きな変化はない。

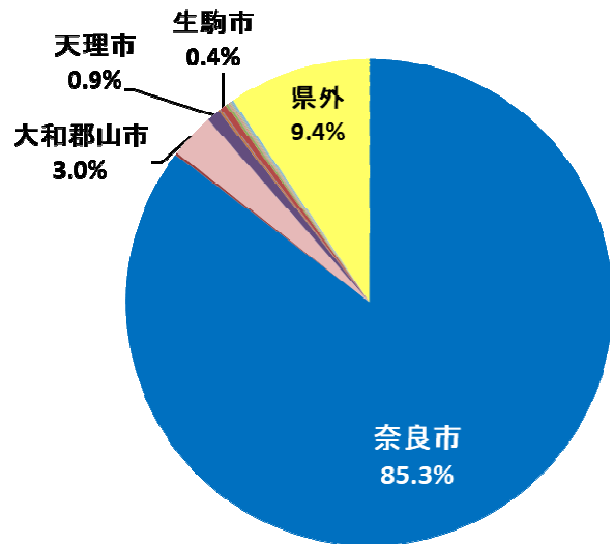
○県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。

(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)

- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない

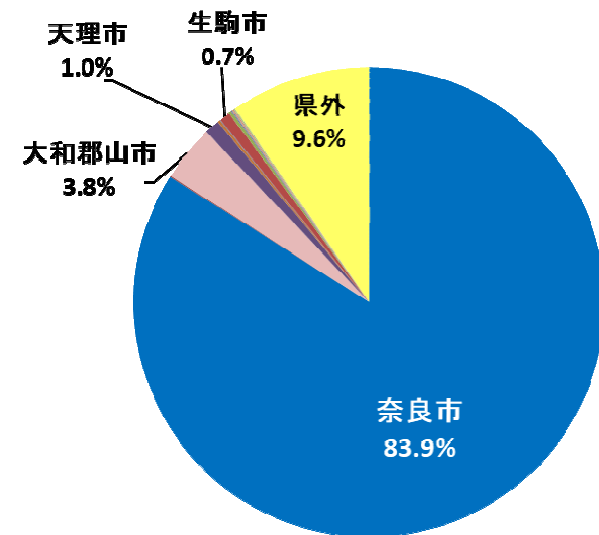
奈良市 在住者 H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



奈良市 在住者 H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合

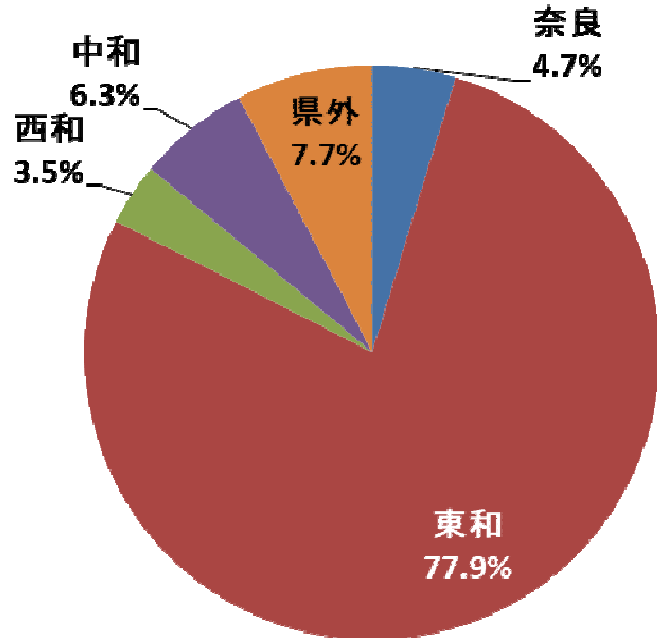


- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
 - ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
 - ・平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
 - ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
 - ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

- 東和医療圏に在住の在宅療養者の7割強が、東和医療圏域内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは円グラフではパーセンテージを表示していない。

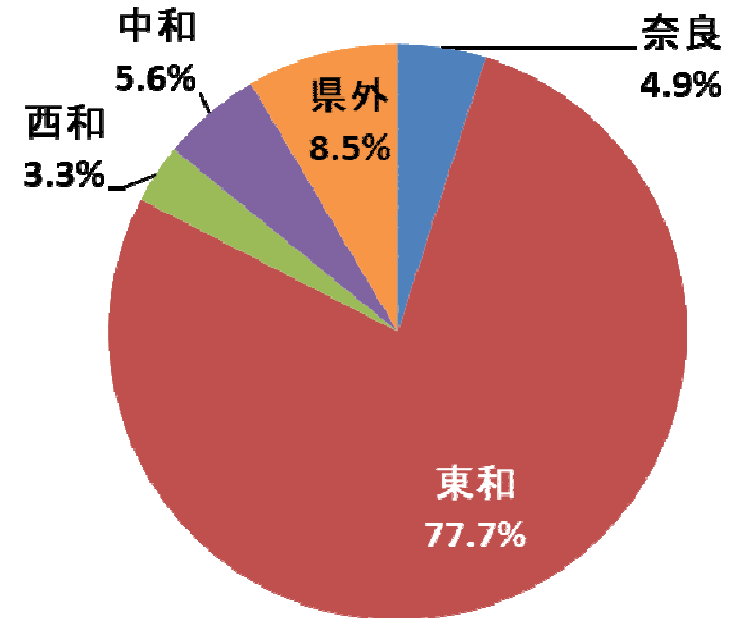
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

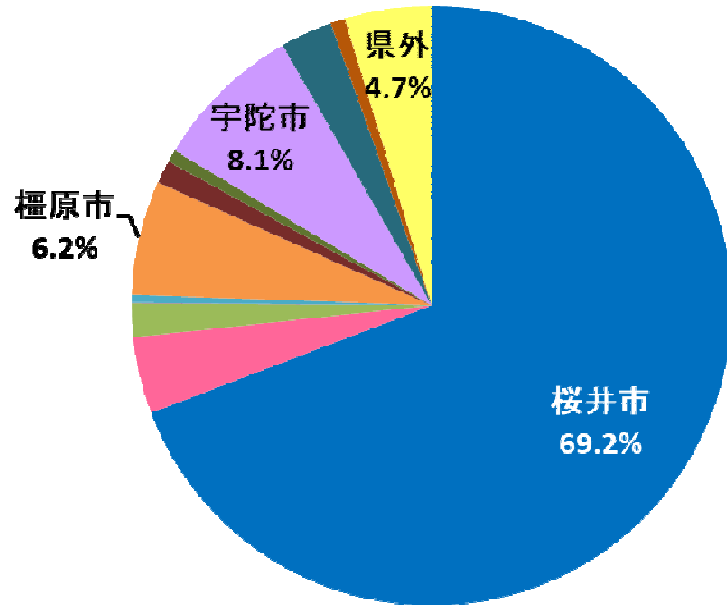
在宅医療を受けた患者の受療状況【桜井市 在住者】

H27→H28

- 桜井市に在住の在宅療養者の約7割が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

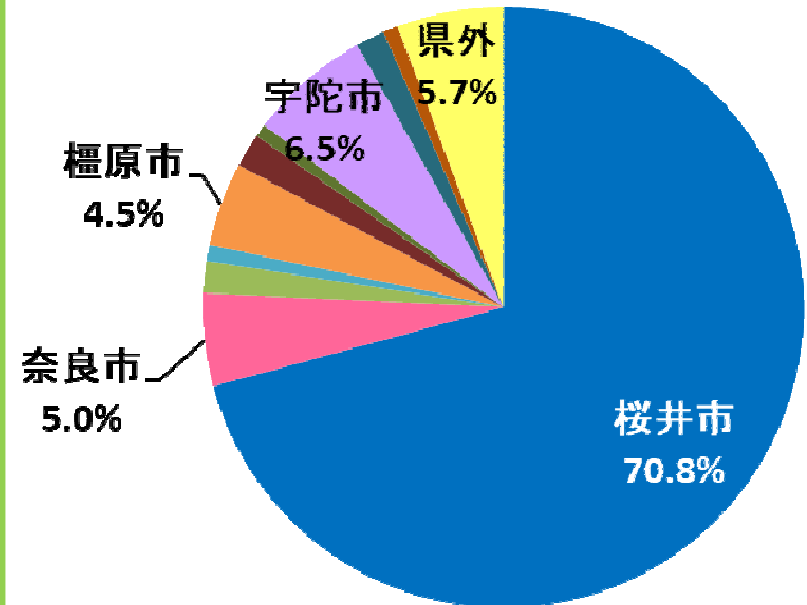
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

在宅医療を受けた患者の受療状況【天理市 在住者】

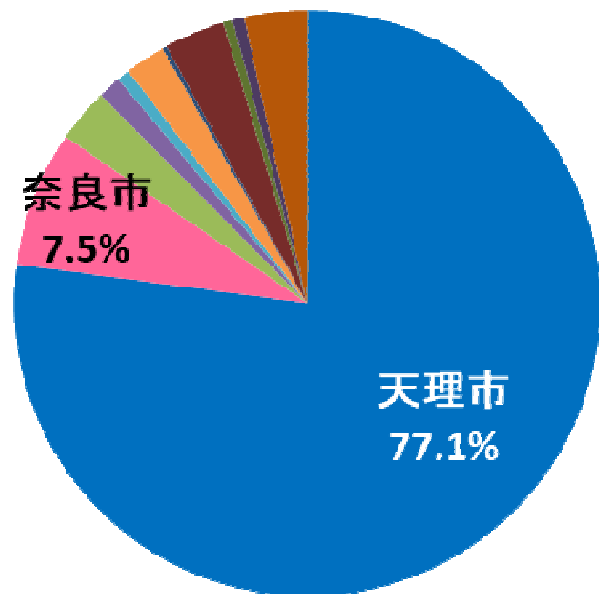
H27→H28

○天理市に在住の在宅療養者の7割以上が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。

- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

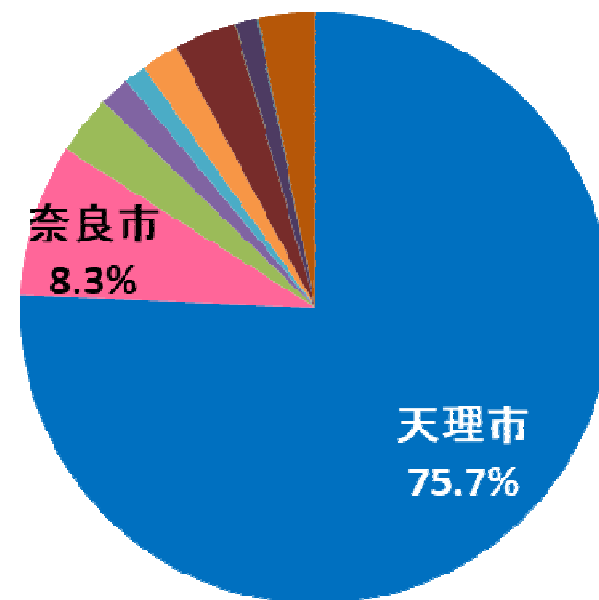
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ

【留意事項】

- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

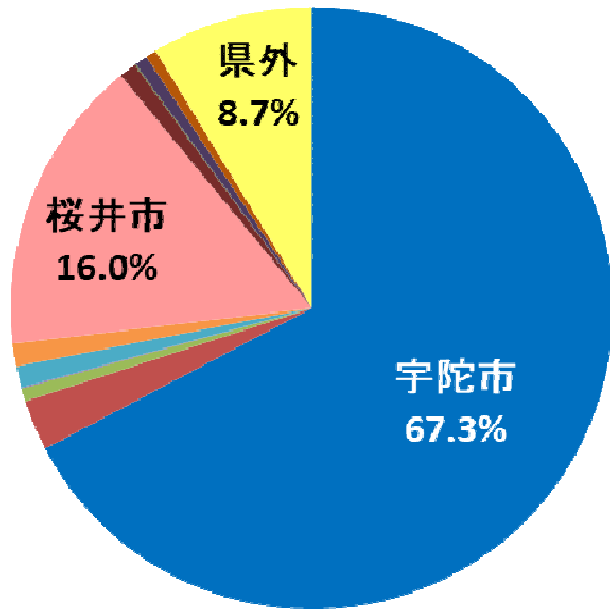
在宅医療を受けた患者の受療状況【宇陀市 在住者】

H27→H28

- 宇陀市に在住の在宅療養者の6割以上が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

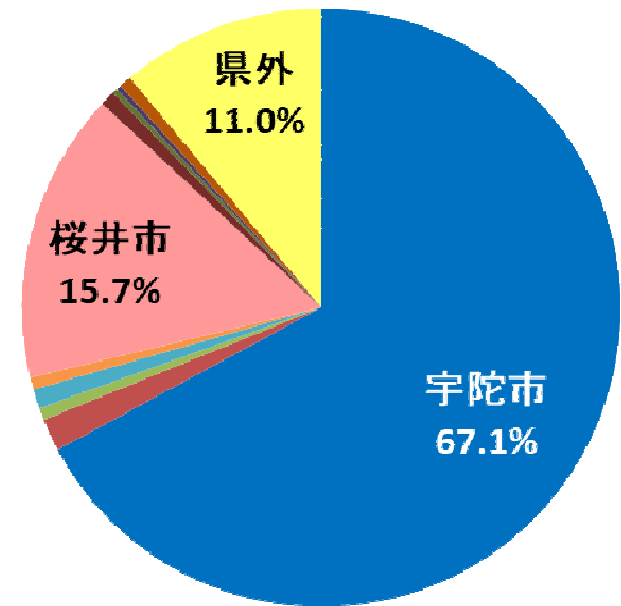
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

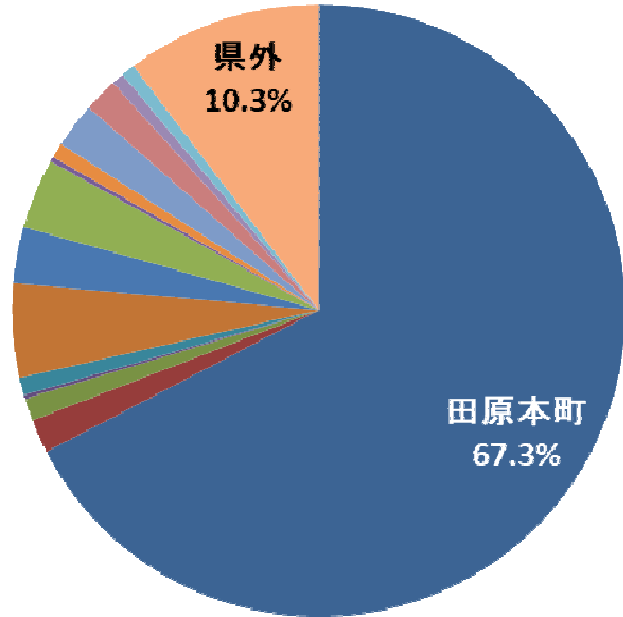
在宅医療を受けた患者の受療状況【田原本町 在住者】

H27→H28

- 田原本町に在住の在宅療養者の約7割が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

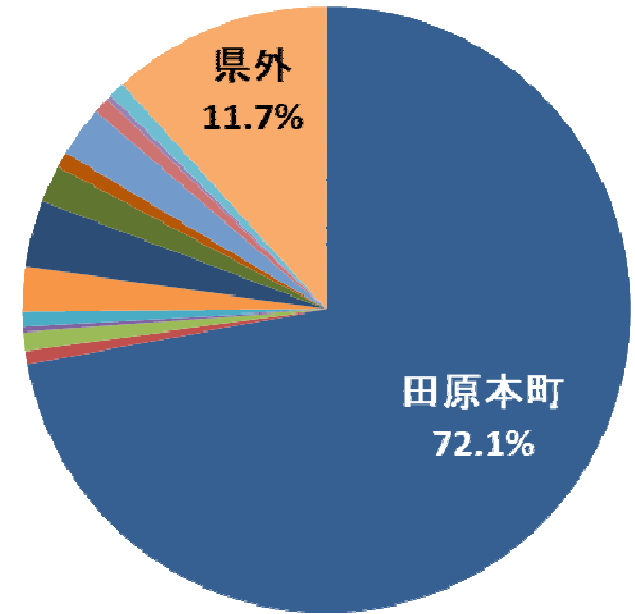
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良县市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

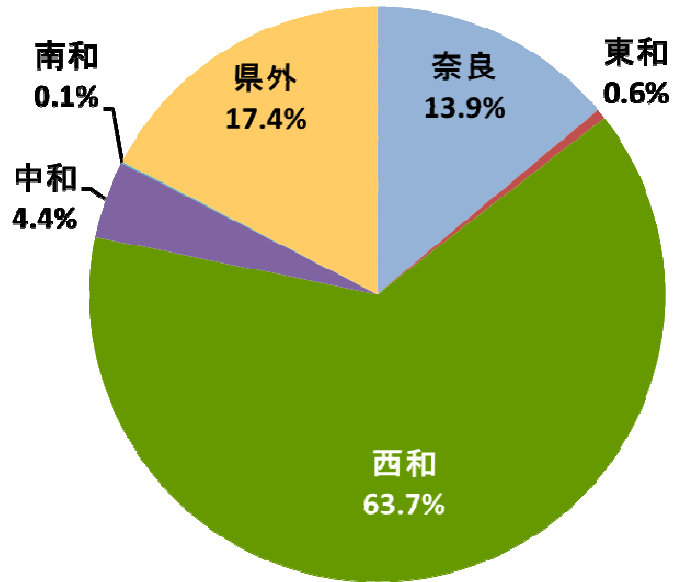
- 西和医療圏に在住の在宅療養者の6割以上が、西和医療圏内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。

(住所地特例:被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)

- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

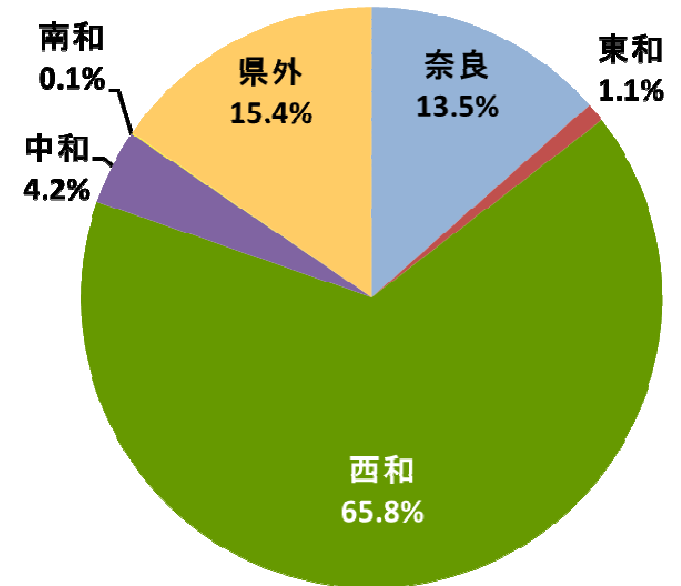
西和医療圏 在住者 H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



西和医療圏 在住者 H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月、及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ

【留意事項】

- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

在宅医療を受けた患者の受療状況【生駒市 在住者】

H27→H28

○生駒市に在住の在宅療養者の約4割が、同市内の医療機関から在宅医療を受けており、奈良市や大和郡山市の医療機関からも一定割合の在宅医療を受けている。また、県外医療機関からの受療も多い。H27からH28で、生駒市内の医療機関から在宅医療を受ける割合が増加している。

○県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。

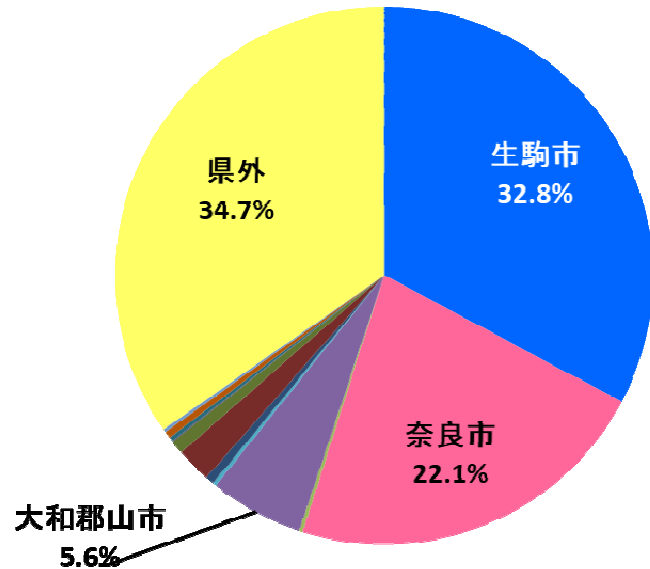
(住所地特例:被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)

- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

生駒市 在住者

H27年度

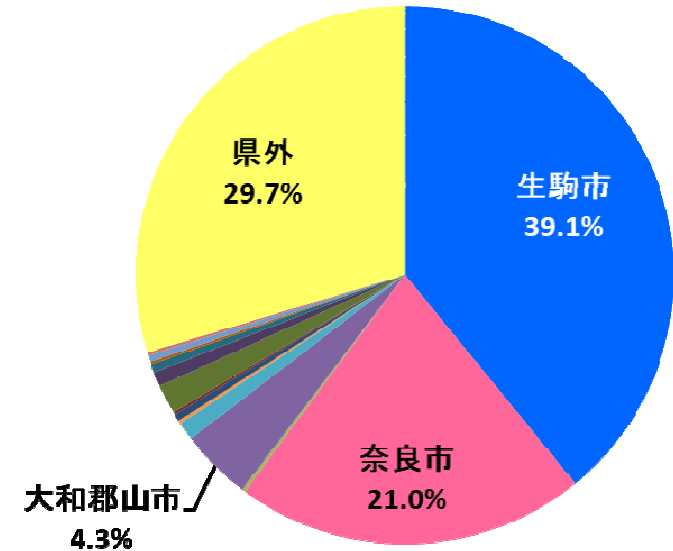
在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



生駒市 在住者

H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月、及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ

【留意事項】

- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

在宅医療を受けた患者の受療状況【大和郡山市 在住者】

H27→H28

○大和郡山市に在住の在宅療養者の6割以上が、同市内の医療機関から在宅医療を受けており、奈良市や近隣市町の医療機関からも一定割合の在宅医療を受けている。県内医療機関で9割以上を担っており、県外医療機関からの受療は少ない。H27からH28で割合に大きな変化はない。

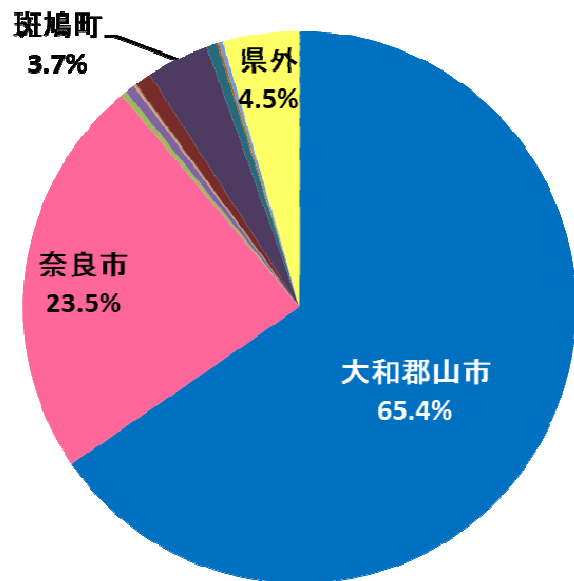
○県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。

(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)

- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

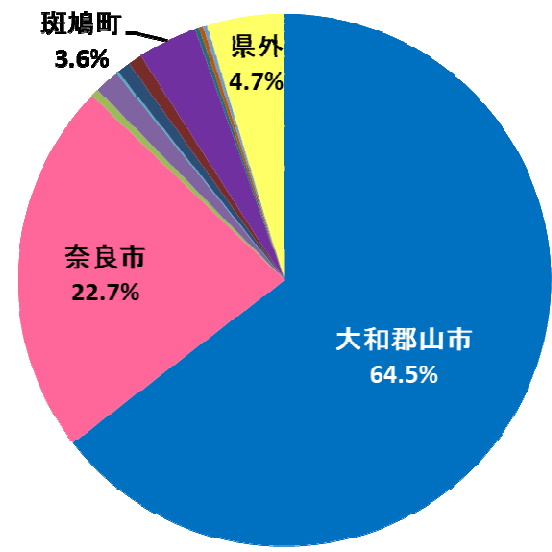
大和郡山市 在住者 H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



大和郡山市 在住者 H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月、及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ

【留意事項】

- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

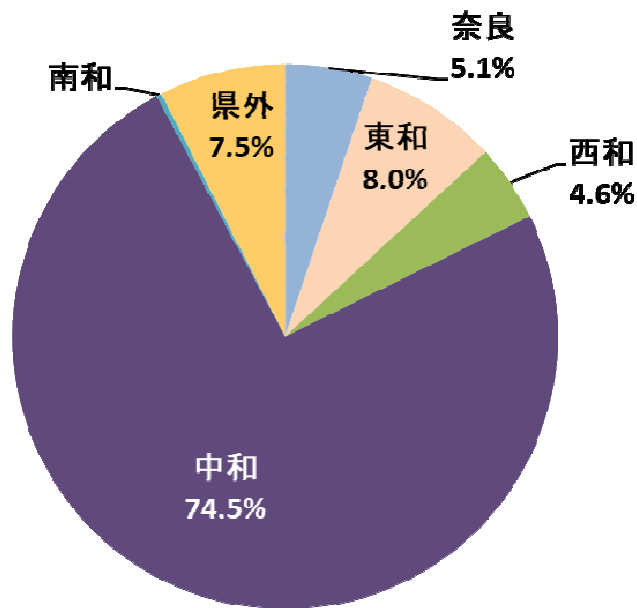
在宅医療を受けた患者の受療状況【中和医療圏 在住者】

H27→H28

- 中和医療圏に在住の在宅療養者の7割強が、中和医療圏域内の医療機関から在宅医療を受けている。
 - 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。

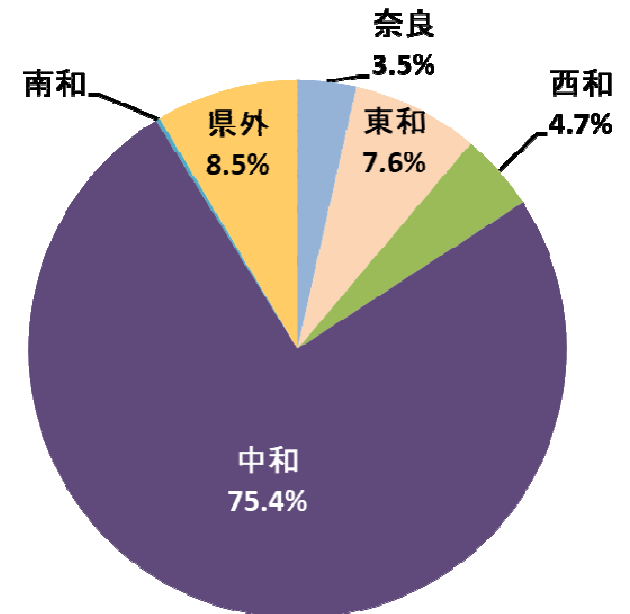
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ

【留意事項】

- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

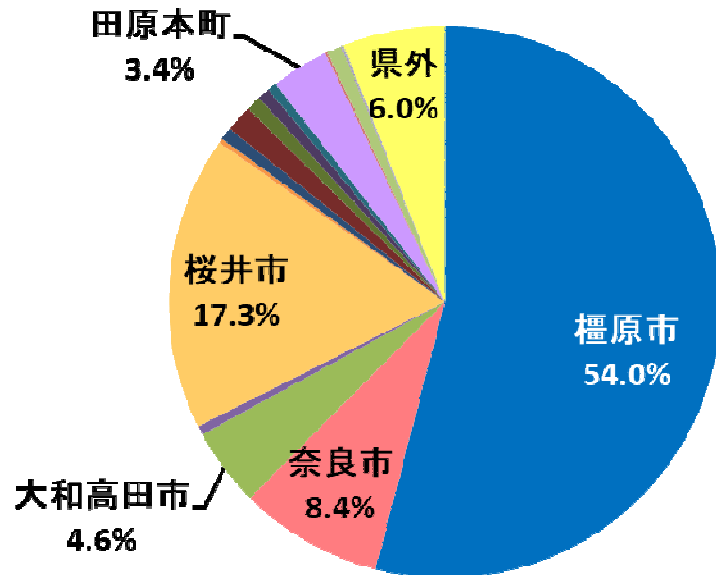
在宅医療を受けた患者の受療状況【橿原市 在住者】

H27→H28

- 橿原市に在住の在宅療養者の半数以上が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

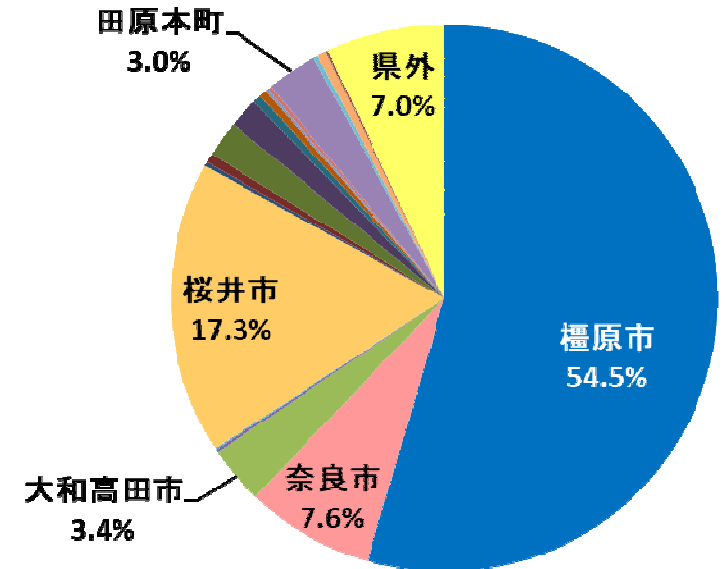
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合

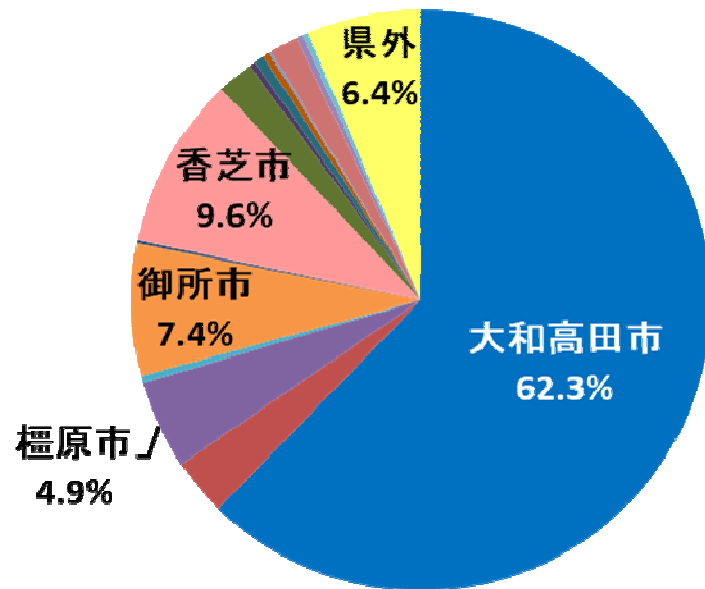


- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

- 大和高田市に在住の在宅療養者の約6割が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例:被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

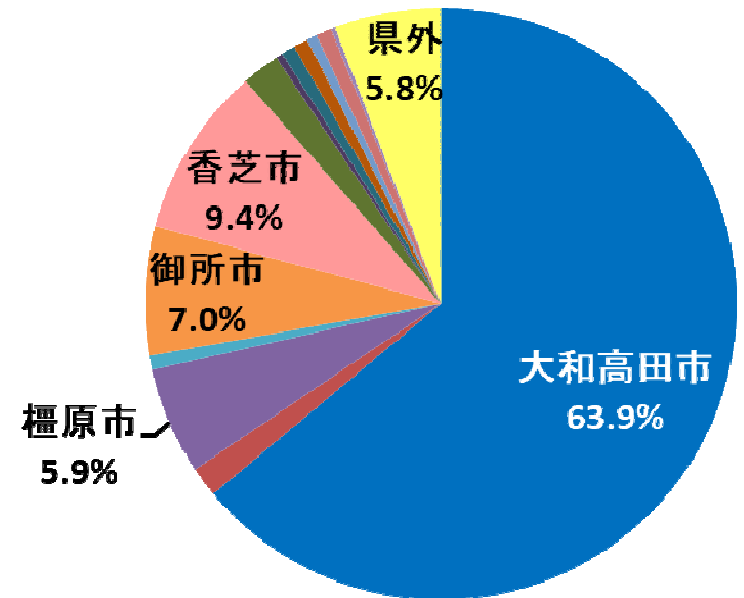
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

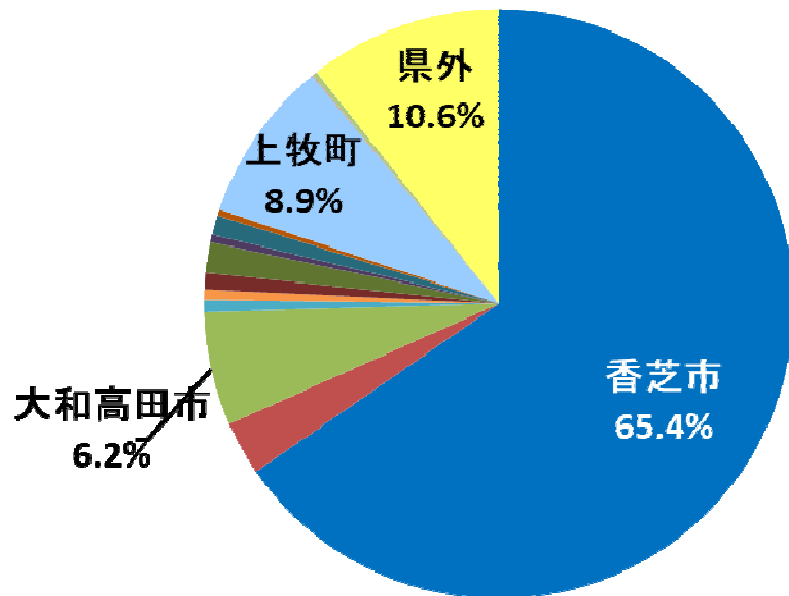
在宅医療を受けた患者の受療状況【香芝市 在住者】

H27→H28

- 香芝市に在住の在宅療養者の7割弱が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

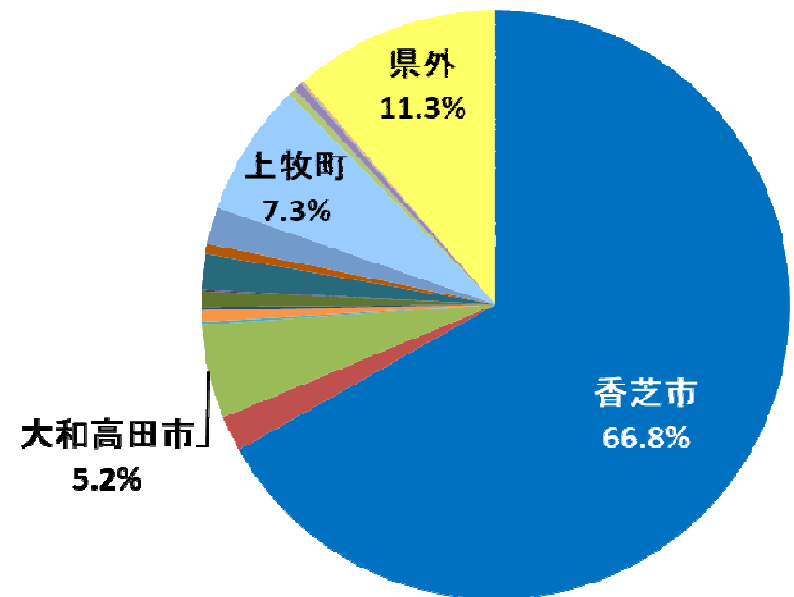
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

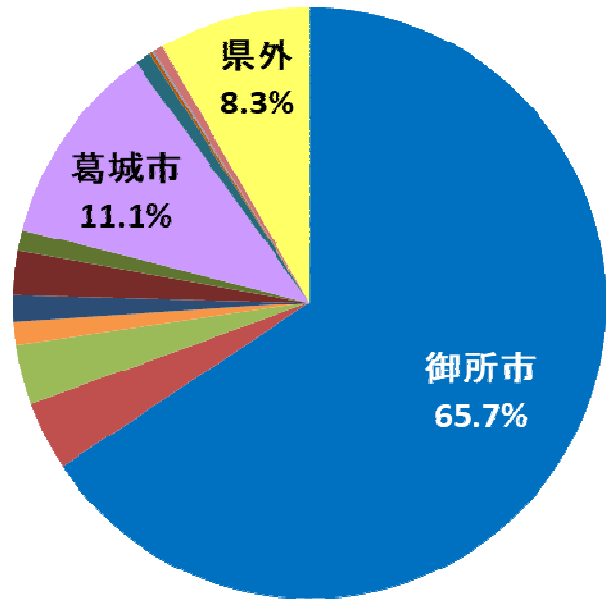
在宅医療を受けた患者の受療状況【御所市 在住者】

H27→H28

- 御所市に在住の在宅療養者の6割強が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

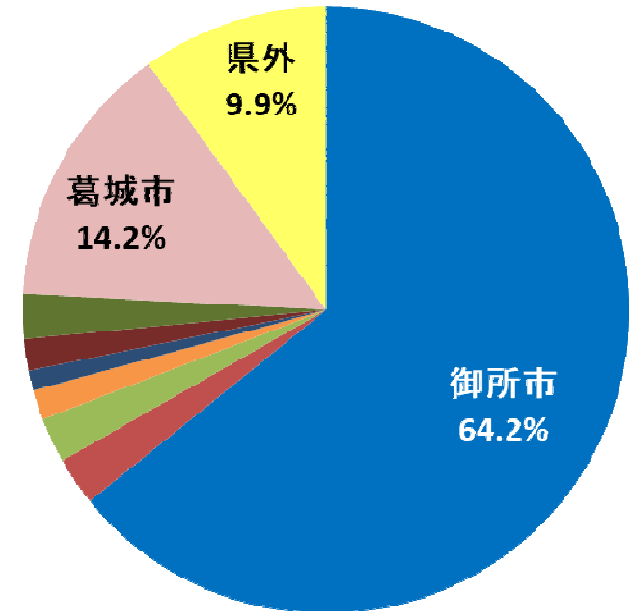
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合

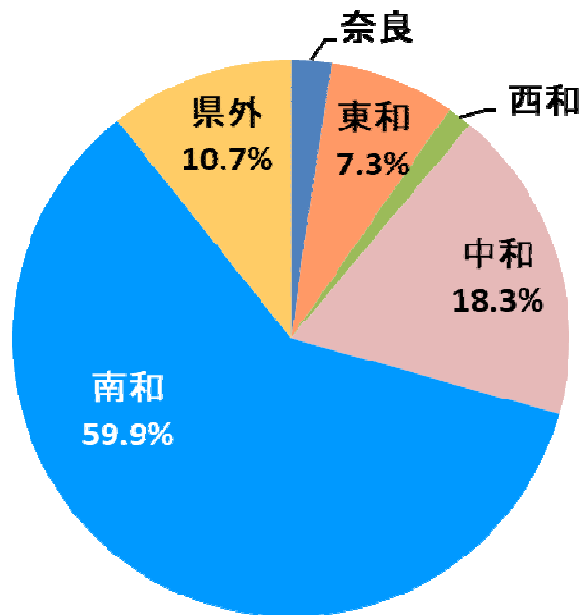


- ・奈良縣市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

- 南和医療圏に在住の在宅療養者の約6割が、南和医療圏域内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは円グラフではパーセンテージを表示していない。

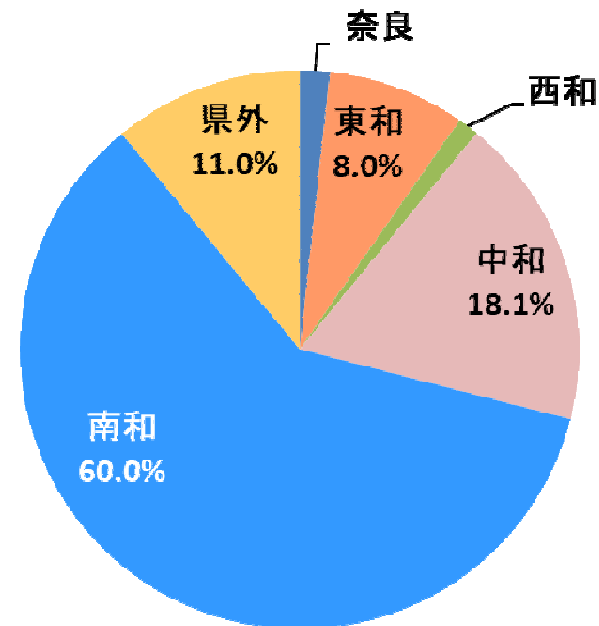
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

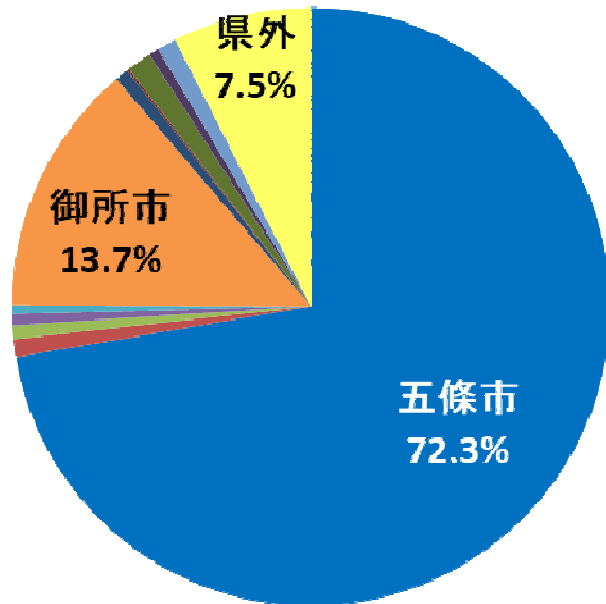
在宅医療を受けた患者の受療状況【五條市 在住者】

H27→H28

- 五條市に在住の在宅療養者の6割以上が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

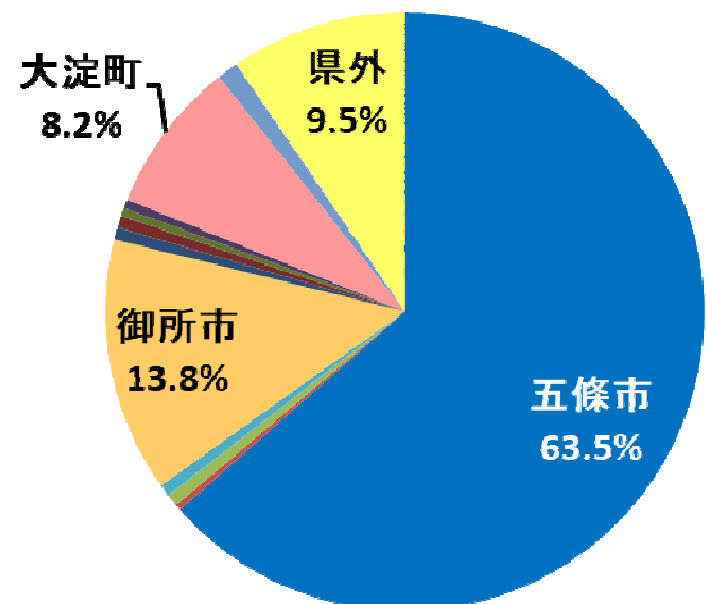
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する
患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ

【留意事項】

- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)

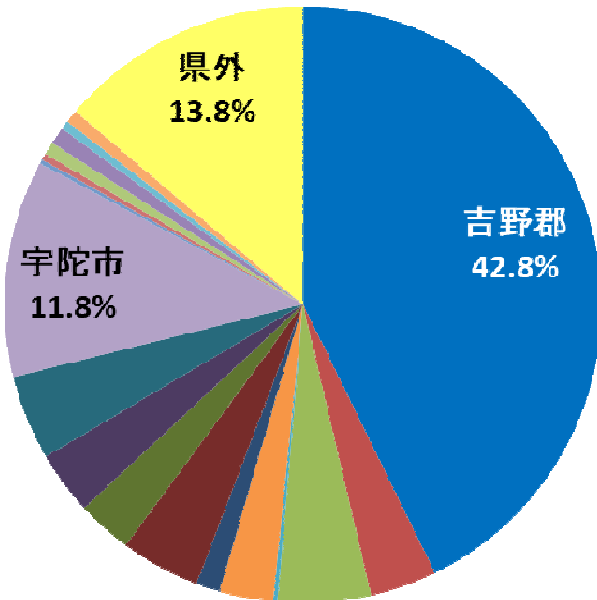
在宅医療を受けた患者の受療状況【吉野郡 在住者】

H27→H28

- 吉野郡に在住の在宅療養者の4割以上が、市内の医療機関から在宅医療を受けている。
- 県外の医療機関分については、隣接府県にある医療機関の受療や住所地特例によることが考えられる。
(住所地特例: 被保険者が住所地以外の市町村所在の介護保健施設等に入所又は入居し住民票を異動しても、移動前の市町村が引き続き保険者となる特例措置)
- ・患者数【月平均(人/月)】はレセプト12ヶ月分をもって一人と計数。
- ・集計値が10未満になるものは、円グラフでは市町村名を表示していない。

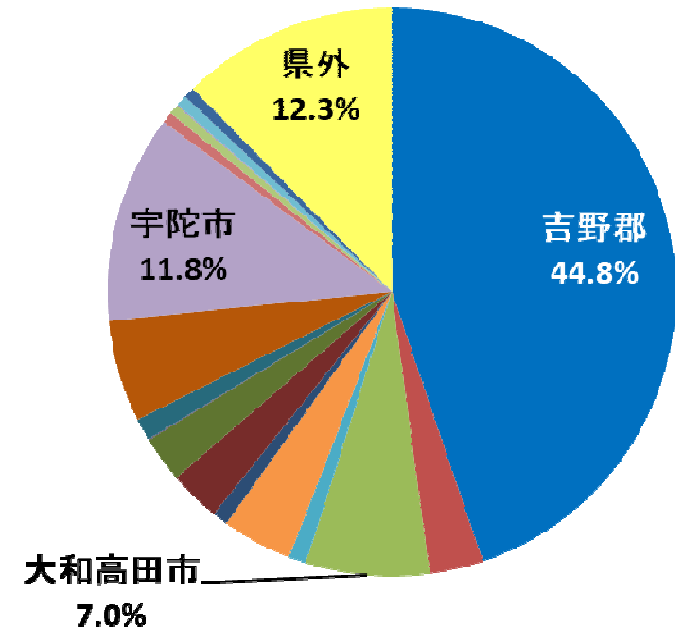
H27年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



H28年度

在宅患者訪問診療料を算定する患者数の医療機関所在地別割合



- ・奈良県市町村国保と後期高齢者医療制度の被保険者データ
- ・県内または県外医療機関からの在宅医療提供状況
- ・平成27年4月～平成28年3月及び平成28年4月～平成29年3月診療分データ
- 【留意事項】
- ・国保、後期データに限られるため、65歳未満の人口カバー率が低い。
- ・医療扶助に係るデータは含まれていない。
- ・簡易システムによる集計のため、厳格な数値を示すものではない。(参考値としての利用に留めること。)